



長野県訓令第4号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免(昭和39年長野県訓令第28号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

1中「安曇野建設事務所総務係長 千曲建設事務所総務係長 須坂建設事務所総務係長 砂防事務所総務係長」を「砂防事務所総務係長」に改める。

2中「野菜花き試験場佐久支場」を「野菜花き試験場佐久支場 安曇野建設事務所 千曲建設事務所 須坂建設事務所」に改める。

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

別表第1の県民文化部の項中

くらし安全・消費生活課	企画指導係 相談啓発係 交通安全対策係
人権・男女共同参画課	人権尊重係 男女共同参画係

を

くらし安全・消費生活課	企画指導係 相談啓発係 交通安全対策係
-------------	---------------------

に改め、同表の健康福祉部の項中「健康づくり推進係」を

「健康づくり・歯科口腔保健推進係」に、「母子・歯科保健係」を「母子保健係」に、「自立支援係」を「共生社会推進係」に改め、同表の環境部の項中「企画係」を「企画経理係」に改め、同表の産業労働部の項中「団体・サービス産業振興係 復興支援係」を「団体・サービス産業振興係」に改め、同表の建設部の項中「経理係 建設業係」を「経理係」に、「地方道係 高速交通網整備推進係」を「地方道係」に改める。

別表第2の林務部の項中

鳥獣対策・ジビエ振興室

を

鳥獣対策室

に改める。

別表第4の総合県税事務所 中信県税事務所の項及び東信県税事務所 南信県税事務所の項を次のように改める。

県税事務所	総務課	総務係
	収税課	収税第一係 収税第二係 (総合及び中信にあつては、収税第一係、 収税第二係及び収税第三係)
	課税課	課税第一係 課税第二係 (総合にあつては、課税第一係、課税第二 係及び課税第三係)

別表第4の保健福祉事務所の項中「及び松本」を削り、同表の中央児童相談所 松本児童相談所の項を次のように改める。

中央児童相談所	家庭支援第一課	支援第一係 支援第二係
	家庭支援第二課	支援係 家庭養育推進係
	相談判定課	心理係 一時保護係
松本児童相談所	家庭支援課	支援第一係 支援第二係 家庭養育推進係
	相談判定課	心理係 一時保護係

別表第4の佐久建設事務所の項中「総務係 建設業係」を「総務係」に、「整備第三係」を「整備第三係 災害復旧係」に改め、同表の上田建設事務所の項中

総務課	総務係 工事事務係
維持管理課	管理係 維持係

を

維持管理課	管理係 維持係
-------	---------

に改め、「整備第三係 災害復旧係」を「整備第三係」

に改め、同表の諏訪建設事務所の項中

総務課	総務係 工事事務係
維持管理課	管理係 維持係 釜口水門管理係

を

維持管理課	管理係 維持係 釜口水門管理係
-------	-----------------

に改め、同表の伊那建設事務所の項中

総務課	総務係 工事事務係
維持管理課	管理係 維持係

を

維持管理課	管理係 維持係
-------	---------

に改め、同表の木曾建設事務所の項中

総務課	総務係
維持管理課	管理係 維持係

を

維持管理課	管理係 維持係
-------	---------

に改め、同表の松本建設事務所の項中

総務課	総務係 建設業係 工事事務係
維持管理課	管理係 維持係 公園管理係

を

維持管理課	管理係 維持係 公園係
-------	-------------

に改め、同表の安曇野建設事務所 千曲建設事務

所 須坂建設事務所の項中

総務課	総務係
維持管理課	管理係 維持係

を

維持管理課	管理係 維持係
-------	---------

に改め、同表の大町建設事務所の項中

総務課	総務係 工事事務係
維持管理課	管理係 維持係

を

維持管理課	管理係 維持係
-------	---------

に改め、同表の長野建設事務所の項中「総務係 建

設業係」を「総務係」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の1の項中

企画振興部 次長	—
-------------	---

を

—	企画振興部
---	-------

に改め、同表の2の項中「環境政策課 企

画係長」を「環境政策課 企画経理係長」に改め、同表の6の項中「健康づくり推進係長」を「健康づくり・歯科口腔保健推進係長」

に、「自立支援係長」を「共生社会推進係長」に改め、同表の26の項中

健康福祉部保健・疾病対策課

を

「

健康福祉部感染症対策課

」に改め、本則の4中「健康福祉部保健・疾病対策課」を「健康福祉部感染症対策課」に、「又は食品衛生監視員」を「、食品衛生監視員又は動物愛護管理員」に改める。

人事課

長野県訓令第7号

本庁内部部局
現地機関

長野県流域下水道事業財務規則第2条に定める本庁及び所の企業出納員の任免（平成31年長野県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

1中「環境部環境政策課総務係長」を「環境部環境政策課企画経理係長」に改める。

人事課

長野県訓令第8号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の長野県広報協会の項を削り、同表の公益財団法人長野県下水道公社の項中「理事」を「専務理事 理事」に改め、同表の長野県次世代ヘルスケア産業推進協議会の項の次に次のように加える。

公益財団法人長野県産業振興機構

評議員 委員

本則の1の表の公益財団法人長野県中小企業振興センターの項及び公益財団法人長野県テクノ財団の項、本則の2の表の諏訪テクノレイクサイド地域センター地域協議会の項及び伊那テクノバレー地域センター地域協議会の項並びに本則の5の表の浅間テクノポリス地域センター地域協議会の項を削る。

コンプライアンス・行政経営課

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

別表中 「建設政策課長
建設事務所長」 を 「建設政策課長」 に、

知事職務代理人印 (土地改良嘱託登記専用)	地域振興局長	方30	長野県 知事職務 代理人印 土地改良嘱託登記 専用
知事職務代理人印 (建設業許可専用)	建設事務所長	方30	長野県 知事職務 代理人印 建設業許可専用

を

知事職務代理人印 (土地改良嘱託登記専用)	地域振興局長	方30	長野県 知事職務 代理人印 土地改良嘱託登記 専用
--------------------------	--------	-----	---------------------------------------

に改める。

情報公開・法務課

長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

別表第3の1の企画振興部の項中 「交通政策課松本空港利活用・国際化推進室」 「交空」 を

「松本空港課」 「空港」 に改め、同1の総務部の項中

「職員キャリア開発課」 「職キ」 を

「 コンプライアンス・行政経営課政策評価室 職員キャリア開発課	コ行評 職キ	に改め、同1の林務部の項中
「 森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室	を	
「 森林づくり推進課鳥獣対策室		に改める。

情報公開・法務課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県教育委員会教育長職務代理者

第4条第3項中「(特別支援学校に限る。)」を削る。

別表第5を次のように改める。

(別表第5) (第4条関係)

教育機関の長が専決する事項

- (1) 職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定（特別支援学校の校長に限る。）
- (2) 長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）の規定に基づく次の事項（長野県立歴史館長に限る。）
 - ア 第3章の規定による特定歴史公文書の保存、利用等（長野県公文書審議会の運営に係る事務を除く。）
 - イ 第34条第2項の規定による歴史的訴訟書類の移管の協議
 - ウ 第34条第3項の規定による歴史的訴訟書類の保存、利用等

教育政策課